

## Q&A

### 患者が他患者を殴って傷害を負わせた場合の対応

Q. 脳卒中のため見当識障害のある入院患者 A さんが、同室でベッドに寝て独語を発していた患者 B さんの顔面を数発殴り、B さんに大けがを負わせてしまいました。院内で今後の対応を協議したところ以下の疑問点が挙がりましたので、教えてください。

1. 保険診療で B さんのけがを治療して良いですか。
2. 警察に通報しなければならないですか。
3. 入院患者間で傷害事件が起きたことについて、病院に何らかの責任が発生しますか。

A.

1. 保険診療で B さんのけがの治療を行っても問題ありません。

この質問では、B さんのけがが A さんの加害行為により発生していることから、その治療費は加害者である A さんが負担すべきものであり、「第三者行為による傷病」に該当して保険診療が認められないのではないかと懸念していると思います。しかし、このような場面で保険診療を受けられないとすると、例えば、加害者と被害者が共に金銭的に困窮しており自費診療の治療費の負担が困難であるとしたら、被害者である B さんが必要な治療を受けられない事態が発生しかねません。

そのため、保険診療では、第三者（ここでは A さん）の行為による傷病に対しても保険給付を行った上で健康保険組合等の保険者が当該第三者に求償を行うことにして、被害者の救済を図っています（第三者行為求償制度）。自動車事故に関しての言及ではありますが、行政通知は、「最近、自動車による保険事故については、保険給付が行われぬとの誤解が被保険者等の一部にあるようであるが、いうまでもなく、自動車による保険事故も一般の保険事故と何ら変わりがなく、保険給付の対象となるものであるため、この点について誤解のないよう住民、医療機関等に周知を図るとともに、保険者が被保険者に対して十分理解させるよう指導されたい」と述べています<sup>1)</sup>。

法令上、交通事故の場合と本件のような暴行傷害の場合とで異なる取り扱いをすべき根拠はありませんので、B さんに対して保険診療を提供することに問題はありませぬ。

2. 警察への通報については、「通報しなければいけない」あるいは「通報してはならない」

といった法的義務はなく、病院の判断に委ねられていると考えます。

通報に関連して考慮を要すると思われる事項には、①告発について定める刑事訴訟法 239 条、②医師の守秘義務を定める刑法 134 条 1 項（秘密漏示罪）、③個人情報保護法、④プライバシー権があります。

まず、犯罪と思われる事実を警察等の捜査機関に通報すること（告発）は、一般人にとっては権利であり（刑事訴訟法 239 条 1 項）、公務員にとっては義務とされています（同法 239 条 2 項）。このように告発は法律上に根拠を有し、かつ、公益性のある行為であることから、法令上正当な理由のある行為であって、告発を行っても守秘義務、個人情報保護法の違反やプライバシー権の侵害にはならず、「通報してはならない」法的義務はないと考えます。

次に、「通報しなければいけない」法的義務があるかについては、非公務員に告発を義務付ける法令は存在しないため、非公務員の医師に「通報しなければいけない」法的義務はありません。また、公務員の医師であっても、非公務員の医師と職務内容に違いはない上、加害患者に対する処罰を求めるよりも治療を優先すべきといった医師としての判断には正当性が認められることから、「通報しなければいけない」法的義務は課せられていないと考えます。

以上のことから、AさんがBさんを傷害したことを警察に通報するか否かは病院の判断に委ねられ、いずれの結論としても差し支えないと考えます。現実的には、被害の大きさ、被害患者やその家族の意向、加害患者の判断能力の有無、警察に通報して捜査が開始されることによる被害患者・加害患者に対する治療への影響等の事情を踏まえて判断していくことになると思います。

なお、警察への通報を行わず、その後、加害患者が再び暴行事件を起こした場合、被害患者やその家族から、「前回の事件を警察に通報していれば、今回の事件が起きなかったはずである」といった意見が出てくるかもしれません。このような意見は心情的には理解できますが、上記の意味で通報する法的義務はないこと、通報の必要性があると思えば、患者やその家族が自ら通報することが可能であること、通報後に事件がどのように扱われるかはケースバイケースであり、警察への通報は一般論として再発防止策と位置付けられる性質のものではないこと等から、警察への通報を行わないことが後述する安全配慮義務の違反に該当することはないと考えます。

3. AさんがBさんに対して暴行を行うことが事前に予見できた場合は、これを回避するための対策を行わなければなりません。そして、十分な対策を行っていなかったことにより暴行が現実化してしまったのであれば、病院はBさんに対して損害を賠償する責任を負うこととなります。

患者と医療機関との間には診療契約が成立しています。そして、この診療契約に内在する義務あるいは診療契約に付随する義務として、医療機関は、患者の生命および身体の安全を確保するよう配慮する注意義務を負っています（安全配慮義務）。患者が他患者に対して暴行を行うことが予見されるにもかかわらずこれを回避するための措置を講じないことは、安全配慮義務の違反となり、医療機関はそのことにより生じた損害を賠償しなければなりません。なお、加害患者が未成年や成年後見を受けている者であり、かつ、自己の行為の責任を認識できない状態で暴行を行ったケースでは、監督義務者に代わってする監督の責任（代理監督者責任）として医療機関に損害賠償責任が発生することもあります。

質問の事例でも、AさんがBさんに対して暴行を行うことが事前に予見できたにもかかわらず、これを防止するための措置を十分に講じていなかったために傷害事件が生じたのだとしたら、病院にBさんに対する損害賠償責任が発生することとなります。

#### 【参考文献等】

- 1) 「健康保険及び国民健康保険の自動車損害賠償責任保険等に対する求償事務の取扱いについて」（昭和43年10月12日保険発第106号）

#### 【関連情報】

- ・ [「医療機関における暴力行為の対策」（東京地方裁判所平成25年2月19日判決）](#)

#### 【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [院内暴力への対応, monster patient, monster parents\\*\\*\\*](#)
- ・ [Part 1 「保険診療」 & 「保険外診療」総まとめ\\*\\*\\*](#)
- ・ [脳卒中後とその精神症状 - 予後の関係\\*\\*](#)

「\*」は判例に対する各文献の関連度を示す。